

助成金交付事業の対象

○ 論点

- ・ 助成金交付事業の対象としてどのようなものが考えられるか。

○ 基本的な考え方

- ・ 法人が基金の規模によって事業を選択することでよいか。

(参考)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であって厚生労働省令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

○ 事業の対象（案）

（1）初期投資事業（運航のための基盤整備事業）

- ・ ヘリコプター確保（予備機を含む。）
 - ・ 購入費用、改造費用
 - ・ リース費用
- ・ インフラ整備
 - ・ 基地ヘリポート整備、格納庫整備、夜間照明器具
 - ・ 着陸先のヘリポート整備
 - ・ 給油施設整備、給油用ヘリポート確保（賃貸料）
- ・ 運航司令室設営
- ・ 搭載機器
 - ・ 医療機器
 - ・ 無線機器

（2）運航支援事業（運航そのものを支援する事業）

- ・ 運航費（燃油代）
- ・ 人件費
 - ・ 医療従事者
 - ・ 操縦士、整備士、運航管理士
- ・ ヘリコプターのメンテナンス費用
- ・ 消耗品等
 - ・ 医療材料費
 - ・ 搭載医療機器の保守費
- ・ 運航司令室維持費（通信運搬費、光熱水費）

(3) 運航環境整備事業（運航の円滑化を図る事業）

- ・ 運営委員会会議費
- ・ 研修費用（医師、操縦士等を対象）
- ・ 搭乗員支援
 - ・ 被服費
 - ・ 搭乗員用損保費
- ・ ドクターヘリを用いたメディカルコントロールの検証
- ・ 離発着に伴う損害補償費
- ・ 患者の損害補償費

(4) 研究事業等

- ・ GPSを用いた運航の研究
- ・ 夜間飛行の安全の検証
- ・ 広域的な研究又は意見交換

(5) 普及啓発事業

- ・ 地域住民への普及啓発事業費（ポスター印刷費等）

(了)